

労働・助成金情報 特急便

第 52 号 (2016 年 4 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

6月1日より、労働保険の年度更新が始まります。今年度は、雇用保険料率の引き下げに伴い、実務への影響も出てきます。また、雇用保険法も大きく改正される予定です。今月はこの「労働保険の年度更新」を改めて確認していくと共に、雇用保険法の改正点を一部ご紹介したいと思います。

労働保険の年度更新が始まります

労働保険の年度更新とは

労働保険（雇用保険と労災保険）の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険は、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確定したあとで過不足を清算する方法をとっています。したがって、事業主は、前年度の保険料を清算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」です。

【確定保険料】

毎年の保険年度の末日（3月31日）、労働者に実際に支払った賃金総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて算定する保険料をいいます。この確定保険料が実際の保険料ですので、前年度に実際支払った概算保険料と清算する必要があります。不足している場合は、今回計算した概算保険料と合わせて納付します。余った場合は今回計算した概算保険料の額に充当することができます。

【概算保険料】

年度の始め、その保険年度中に支払われる賃金総額の見込み額に保険料率を乗じて算定する保険料をいいます。賃金総額の見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%未満である場合、前年度の賃金総額を用いて計算し、それ以外の場合には賃金総額の見込み額を用いて計算します。

平成 28 年度の雇用保険料率及び労災保険料率

雇用保険料率

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は、下記の表の通り引き下がります。失業等給付の雇用保険料率は、労働者負担・事業主負担とも 1/1000 ずつ引き下がります。

事業者 の種類	負担者	① 労働者負担 (失業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業の 保険料率		
一般の事業		4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27 年度)		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000

農林水産 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

➤ 労災保険料率

今年度、変更はありませんでした。

➤ 実務への影響

①平成27年度（平成28年7月11日申告納付期限分）の労働保険年度更新の計算方法

平成28年度の概算保険料は、保険料算定基礎賃金の見込額が平成27年度と同額でも、改正後の雇用保険料率で算出する必要があります。

②給与計算の際の雇用保険料率の変更

平成28年4月以降は、改正後の保険料率で給与計算を進める必要があります。

*各事業所様の労災、雇用保険料率は、お手元に届く申告書に印字されておりますのでご確認ください。

✚ 雇用保険の適用対象の拡大（施行予定日：平成29年1月1日）

➤ 満65歳以上の新規雇用者が加入へ

現在は、満65歳以降に新たに職業に就いた者について、雇用保険の被保険者となることはできません。しかし今後も就業を希望する高齢者が増加することを考慮し、施行日以降に新たに雇用される者について雇用保険の適用対象とし、新たに「高齢被保険者」という種類が誕生し、現行の「高齢継続被保険者」も上記の名称に統一されます。施行日以降満65歳に達した人で、週20時間以上かつ31日以上雇用される見込みがある人を雇い入れる場合は、雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要であり、失業した場合は、高齢求職者給付金が支給されることとなります。

✚ 雇用保険料免除措置の廃止（施行予定日：平成32年4月1日）

➤ 満64歳以上の労働者に関する対応

現在、毎年4月1日時点で満64歳以上の者については、「高齢労働者」として雇用保険料が免除されていますが、この免除制度が廃止され、新たに保険料が徴収されることとなる予定です。これは、上記の満65歳以上で新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とする雇用保険法の改正に合わせた措置ですが、65歳以上の労働者を多く抱える中小企業に大きな影響が出るため一定期間の経過措置が設けられ、試行予定日が約4年後となっています。施行日以降に満64歳以上で新たに雇用される人については、雇用保険料は免除されません。また、既に高齢（継続）被保険者として保険料の免除を受けている人については、この日を境に雇用保険料の徴収が必要となることが想定されますので、給与計算時に注意が必要です。平成32年度の概算保険料については、満64歳以上の被保険者の分も含めて概算保険料の申告が必要になるため、保険料の増加も予想されます。